

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について

橿原市教育委員会
学校教育課

御入学おめでとうございます。

橿原市教育委員会では橿原市立小中学校に在学する児童生徒の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」といいます。）と災害共済給付契約を結んでいます。

センターの災害共済給付は、学校の管理下において児童生徒が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度で、加入に際しては、あらかじめ保護者の皆様の同意の下に、児童生徒の名簿を提出することになっています。加入は任意となっていますが、橿原市では市が掛金を全額負担することによる全員加入としていますので、ご了承ください。

また、災害共済給付の請求手続きは、インターネットを利用した請求システムに必要な事項を入力することにより行われますが、個人情報の取扱いには十分留意いたしますので、ご了承ください。

給付の内容等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（以下「センター法」といいます。）又はこれに基づく政令、省令、通達等に定められています。改正があった場合は、改正後の規定によりますが、令和4年1月1日現在、その主な内容は下記のとおりです。

なお、当該制度の給付対象となる傷病により受診される場合は、子ども医療費助成制度、ひとり親家庭等医療費助成制度および心身障害者医療費助成制度、精神障がい者医療費助成制度は利用しないようお願いします。また、給付に際し、診断書は必要ありません。万一、診断書を取られましても、診断書料は自己負担となりますので、ご注意ください。

記

1 給付の対象となる災害の範囲と給付金額

災害の種類	災害の範囲	給付金額	
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費	
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めているもの ・学校給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・熱中症 ・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾患 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病	●医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分）。 ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が異なる。）に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ●入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額	
障害	学校の管理下の負傷及び疾病が治った後に残った障害	障害見舞金 4,000万円～88万円 （通学中の災害は半額）	
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円 （通学中の災害は半額）	
	突然死	運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 3,000万円 （通学中の災害は半額）
	突然死	運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,500万円 （通学中の災害も同額）

なお、学校の管理下とは、次の場合をいいます。

- ① 授業中
- ② 学校の教育計画に基づく課外指導中
- ③ 休憩時間中及び学校の定めた特定時間中
- ④ 通常の経路及び方法による通学中

2 給付基準

- ① 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- ② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
- ③ 損害賠償を受けたときや他の法令の規定による補償や給付（例えば、地方公共団体の条例等による乳幼児医療費助成制度・ひとり親家庭医療費助成制度）等を受けたときは、その価額の限度において、給付を行いません。
- ④ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校及び保育所の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。

3 共済掛金（年額）

保護者等負担額 0円（令和4年度については、橿原市で全額負担します。）

*これはセンターの災害共済給付制度の概要を記載したものです。